

# 滋賀県立高等学校全日制普通科に係る 通学区域改正方針について

滋賀県教育委員会

## 1. 通学区域制度の経過

高校教育の普及と機会均等を図る趣旨から設けられた通学区域制度は、時代によって変遷しながら昭和60年、全日制普通科について大津、湖南、甲賀、湖東、湖北、湖西の6通学区域となり、現在に至っています。

この間、県民生活圏の拡大や交通事情の改善など、高校選択をとりまく社会経済状況が大きく変化するとともに、平成14年1月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、公立高等学校の通学区域を定める旨の規定が削除されました。

こうした中、生徒の多様な学習ニーズや、より主体的な高校選択に対応するため、今後の通学区域の在り方について平成15年6月、県立高等学校通学区域制度検討委員会に諮問し、平成16年6月に「全県一区が最も望ましい」との答申を受けました。

この答申を踏まえ、県教育委員会において各市町村教育委員会、中学校と高等学校の校長会等と意見調整や連携を図りつつ検討を進め、以下のとおり方針を定めました。

## 2. 通学区域の改正方針

多様化する生徒のニーズに対応し、生徒の個性や能力を伸ばし、自ら学ぶ意欲を育むとともに、自分にあった高校を主体的に選択できるよう、その選択幅を可能な限り拡大することとし、通学区域制度を次のように改正します。

ア 県立高等学校全日制普通科の現行通学区域を廃止し、全県一区とする。

イ 実施時期については、中学校における進路指導や高校からの情報提供、生徒・保護者への周知等の対応に必要な期間等を勘案し、平成18年4月入学者にかかる入学者選抜から実施する。

ウ 全県一区の実施までは、市町村合併により市町村境が変更された場合も、調整通学区域を含む通学区域は現状のままとし、旧市町村域で指定する。

エ 実施にあたり答申を踏まえ必要な対応を実施する。

オ これらの実施のため、条例改正等の必要な手続きを速やかに行う。

付属資料 「通学区域の全県一区の実施に伴う主な対応」

通学区域の全県一区の実施に伴う主な対応

項目	(1)特色ある学校づくり	(2)情報の提供や公開	(3)入学者選抜	(4)中学校と高校等の連絡調整	(5)周知・広報	(6)その他の対応
1 対応の内容	<p>高校の取組を明確にアピールできる特色づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特色ある高校づくり事業の推進</li> <li>国や県の研究指定の活用・推進</li> <li>2学期制の導入</li> <li>1単位時間の弾力化</li> <li>学校設定教科・科目の開設</li> <li>学校の裁量権の拡大等検討</li> </ul>	<p>高校の特色について詳細、最新の情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全県立高校のホームページ充実に向けた支援を行い、高校選択にかかる詳細な情報を掲載。最新情報の更新を徹底</li> <li>県教委ホームページも充実（各高校のホームページとリンク）</li> <li>高校の特色等について詳しく紹介した冊子を作成し配布（同内容を県教委ホームページにも掲載・各高校ホームページとリンク）</li> </ul> <p>県立高校の説明会をブロックごとに開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員、生徒、保護者を対象とした、高校の特色や進路にかかる説明会をブロック単位で開催</li> <li>各県立高等学校における体験入学等の充実</li> <li>体験入学・オープンキャンパス等の開催・充実（開催日程一覧の作成・ホームページ等での公表など利便性や中学校側の負担にも配慮）</li> </ul> <p>全校で組織目標の設定と学校評価の実施、ホームページ等で公開</p>	<p>学校の特色に応じた選抜方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推薦入学実施の拡大等、受験機会の複数化を推進</li> <li>調査書等の評価、傾斜配点・作文など独自方式併用</li> <li>滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会における検討、中間報告を踏まえ対応</li> </ul> <p>入試事務手続きの簡素化・効率化により中学校側の負担に配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>願書提出・志願変更、入学検査手数料納付等の手続きの簡素化・効率化、合格発表の方法の工夫等</li> </ul>	<p>中学・高校等の広域での連携の場を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導や進路指導面で中学校間や中学校と高校が、恒常的に情報交換や連絡調整、研修等を行う場の設定</li> <li>中高生徒指導連絡協議会や中高進路指導連絡協議会で、生徒指導・進路指導にかかる協議を実施</li> <li>各ブロック代表者等により、全県域での連携を図る場の設定</li> </ul> <p>相談・支援体制の整備</p> <p>県教委において、通学区域の全県一区への変更に伴う各種相談に応える窓口を設置する等生徒・保護者、中学校等への支援体制を整備</p>	<p>全県一区の実施について、周知・説明の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教委、中学校・県立高校関係者、保護者・生徒向けに、説明会を県内数か所で開催</li> <li>印刷物の作成・配布や、各種媒体による広報</li> </ul>	<p>適切な入学定員の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒数や志望動向、地域事情に配慮した適切な入学定員の設定</li> <li>地域に開かれた信頼される学校づくりの推進</li> <li>地域との連携の取組みを一層推進</li> <li>学校評議員制度の活用や高等学校等開放講座、地元人材の外部講師等、地域との連携を一層推進</li> <li>高校生・自分さがし体験事業等によるボランティア活動、地域行事への協力</li> </ul> <p>就業体験の推進</p> <p>就業体験の受け入れを企業等に要請</p>
2 進め方	<p>H16 11月 12月 特色ある学校づくりの実施</p> <p>↓</p> <p>1月 2月 3月</p> <p>↓</p> <p>H17 4月 5月 6月</p> <p>↓</p> <p>7月 8月 9月</p> <p>↓</p> <p>10月 11月 12月</p> <p>↓</p> <p>1月 2月 3月</p> <p>↓</p> <p>H18 以降</p>	<p>ホームページによる情報提供の実施</p> <p>↓</p> <p>特色紹介冊子作成</p> <p>↓</p> <p>配布</p> <p>↓</p> <p>組織目標・学校評価実施・公表</p> <p>↓</p> <p>準備</p> <p>↓</p> <p>結果公表</p>	<p>入学者選抜方法改善、入試事務手続きの簡素化・効率化検討・調整</p> <p>↓</p> <p>入試改善協議会 中間報告</p> <p>↓</p> <p>入試概要公表</p> <p>↓</p> <p>入学者選抜要項策定・発表</p> <p>↓</p> <p>出願・選抜</p>	<p>市町村教育委員会、中学・高校校長会との調整・検討</p> <p>↓</p> <p>相談窓口 準備</p> <p>↓</p> <p>開設</p> <p>連絡会議等の定期的な開催</p>	<p>説明 広報</p> <p>↓</p> <p>説明・広報</p>	<p>地域との連携の取組</p> <p>↓</p> <p>継続実施</p> <p>↓</p> <p>募集員策定</p> <p>↓</p> <p>就業体験</p> <p>↓</p> <p>継続実施</p>
3 答申の「必要な対応」	1 特色ある学校づくりの一層の推進	1 特色ある学校づくりの一層の推進（情報発信） 5 進路指導等の充実	2 入学者選抜の改善	4 学校間や地域との連携（中・高の連携） 5 進路指導の充実（広域での情報交換）	3 各地域の事情等への配慮 4 学校間や地域との連携（地域との連携）	
4 進行管理について	通学区域の全県一区の実施に伴う対応について、具体的な進捗状況等を随時県教委ホームページ等で公表していく					